## 介護保険運営協議会の所掌事項

### 1 介護保険運営協議会の所掌事項

#### (1) 諮問予定事項

次期(平成21~23年度)介護保険事業計画の策定に関する事項 次期介護保険事業計画についての諮問は、介護保険運営協議会のみ。 公的介護施設等に関する市町村整備計画の評価に関する事項 その他諮問が必要な事項

#### (2) 報告予定事項

地域包括支援センターに係る事項については、地域包括支援センター運営協議会の所掌事項とし、介護保険運営協議会は必要に応じ報告を受ける。

地域密着型サービスに係る事項については、地域密着型サービス運営委員会の 所掌事項とし、介護保険運営協議会は必要に応じ報告を受ける。

その他報告が必要な事項

# 2 介護保険関係会議体の主な役割

名 称	介護保険運営協議会	地域包括支援センター	地域密着型サービス
		運営協議会	運営委員会
目 的	介護保険事業の運営に	地域包括支援センター	地域密着型サービスの
	関する重要な事項を審	の適切、公正かつ中立	適正な運営を確保する
	議するため、設置する。	な運営を確保するた	ため、設置する。
		め、設置する。	
主な役割	区長の諮問に応じて、	区長の求めに応じて、	区長の求めに応じて、
	つぎに掲げる事項につ	つぎに掲げる事項につ	つぎに掲げる事項につ
	いて審議、答申する。	いて協議し、意見を述	いて協議し、意見を述
	(1)介護保険事業計画	べる。	べる。
	に関する事項	(1)地域包括支援セン	(1)地域密着型介護サ
	(2)その他介護保険事	ターの設置・運営に	ービス費の額に関す
	業の運営に関する重	関する事項	る事項(介護予防を
	要な事項	(2)地域包括支援セン	含む)
		ターの適切、公正か	(2)指定地域密着型サ
		つ中立な運営を確保	ービス事業者の指定
		するために必要な事	に関する事項(介護
		項	予防を含む)
			(3)指定地域密着型サ
			ービスに従事する従
			業者に関する基準、
			事業の設備および運
			営に関する基準(介
			護予防を含む)
			(4)地域密着型サービ
			スの適正な運営を確
			保するために必要な
			事項